

(案)

平成 29 年 10 月 日

長野市長 加 藤 久 雄 様

長野市環境審議会
会 長 大澤 幸造

長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのない きれいなまちをつくる条例の改正について (答申)

平成 29 年 7 月 6 日付け、29 環政第 294 号で諮問のありましたこのことについて、審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申に当たっての基本的な考え方

(1) 現行の条例施行後、市民をはじめ事業所や団体等の環境美化に対する意識の高まりにより、ごみが捨てられにくい環境づくりが進み、ポイ捨てや不法投棄等のごみの回収量は減少してきている。一方、たばこの吸い殻ごみについては増加傾向にあるとともに、歩行しながらの路上喫煙も散見される。

現在、国においては 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、屋内での喫煙を制限する方向で検討されており、これに伴い路上喫煙及びたばこの吸い殻ごみの散乱につながることを懸念されることから、現行条例を見直す必要がある。

(2) 改正に当たっては、喫煙者への配慮も考慮しながら、検討していく必要がある。

(3) 条例の主旨が伝わり、かつ、市民等の具体的な行動につながるよう、条例名や市民等の責務などを具体的に明記することが望ましい。

(案)

- (4) 条例の目的に「たばこの火による火傷や火災等の事故の未然防止」と位置付け、喫煙の制限については、現在の努力義務から禁止事項とするべきである。
 - (5) 罰則規定を設けることは妥当と考えるが、地方自治法による罰則（過料）金額の上限や市における他の条例の罰則規定を鑑み、決定することが望ましい。
- 2 条例の改正内容について
別紙、条例改正案（骨子）のとおり
- 3 附帯意見
- (1) 条例の主旨が正しく伝わるよう、市民及び観光客等に対する周知・啓発に努めること。
 - (2) この条例改正を機に、市民一人ひとりが、ごみのポイ捨て、歩きたばこや犬のふんの放置などをせず、自主的にきれいな環境を大切にし、より一層のマナー向上に心がけるよう啓発すること。
 - (3) 喫煙所の設置やわかりやすい案内表示など、喫煙者に配慮した環境整備に努めること。
 - (4) 重点地区の指定にあっては、対象となる地区の状況の把握に努め、地元及び関係機関と協議を行いながら、慎重に検討すること。
 - (5) 重点地区に適用される過料について、実際の徴収金額の設定にあたっては、慎重に検討すること。